

杉並区ラグビーフットボール協会規約

第一章 名称及び事務局

第1条 本協会は、杉並区ラグビーフットボール協会と称する。

第2条 本協会事務局を下記におく。

(※以下略) 方

第二章 目的

第3条 本協会は、東京都ラグビーフットボール協会の下部組織として、杉並区を中心とするラグビー団体を以て組織し、ラグビーを通じてスポーツ精神の養成とともに杉並区に於けるラグビーの振興と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三章 活動

第4条 本協会は、第3条の目的を達成するために下記の活動を行う。

- (1) ラグビーフットボールの普及発展に関する企画。
- (2) 会員相互の交流会の主催と後援。
- (3) その他、必要な活動を行う。

第四章 会員

第5条 本協会には原則として杉並区内で活動しているラグビー団体が団体単位で参加する。新加盟と退会は全会員の過半数の賛成でこれを認める。構成団体は別表の通りとする

第五章 機関及び運営

第6条 本協会には、次の機関において運営にあたる。

- (1)総会 本協会の最高議決機関であり、会長が招集する。事情により会長に欠員が生じた場合は、副会長または理事長が代わって招集する。年に1回、定期総会を開催するほか、必要に応じて会長が臨時総会を招集できる。
総会の構成員は、各団体メンバー及び全役員とする。
- (2)理事会 総会の下に理事会を置く。
理事会は必要に応じて会長が招集する。事情により会長に欠員が生じた場合は、副会長または理事長が代わって招集する。
不惑、社会人、大学、高校、中学、スクール、タグをそれぞれ担当する理事を不惑、社会人、大学、高校、中学、スクール、タグの各委員会内で選出する。
- (3)委員会 不惑、社会人、大学、高校、中学、スクール、タグの各委員会を理事会の下に置く。各委員会は所属各団体の代表者1名で構成する。

第六章 役員

第7条 本協会には、次の役員（理事）を置く。

顧問若干名・会長1名・副会長若干名・

理事若干名（理事長・副理事長・専務理事・事務局長・会計・その他を含む）

第8条 任期は1年とし、再任は妨げない。

第9条 選出は、総会に於いて行う。

第七章 会計

第10条 本協会の経費は、加盟団体の会費（年1,000円）で支弁する。

ただし、総会で別途決議するまでは徴収しない。

営利目的でない支援は受け入れる

第 11 条 本協会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる

第 12 条 毎年総会で、前年度の収支を報告しなければならない。

第八章 規約の施行

第 13 条 改正後の本規約は、平成 31 年 3 月 20 日より施行する。

付則 施行：平成 5 年 5 月 22 日

改正：平成 31 年 3 月 20 日